



2026 年 9 月 17 日

各 位

会 社 名 株式会社REVOLUTION

代表者名 代表取締役社長 砂川 優太郎

(コード番号 8894 東証スタンダード)

問合せ先 代表取締役社長 砂川 優太郎

(TEL. 03-6627-3487)

改善計画の策定方針の実施スケジュール変更に関するお知らせ

当社は、2026 年 7 月 27 日付「東京証券取引所による特別注意銘柄の指定及び上場契約違約金の徴求についてのお知らせ」にて公表したとおり、株式会社東京証券取引所より、当社の内部管理体制等について改善の必要性が高いと認められ、2026 年 7 月 25 日付で特別注意銘柄に指定され、今後、株式会社東京証券取引所による内部管理体制等に関する審査が行われることとなっております。

そして、当社は、2026 年 8 月 24 日に特別注意銘柄の指定解除に向け、ガバナンス及び内部管理体制等の改善及び強化を目的とした改善計画を策定することとし、その策定及び「改善計画・状況報告書」の提出に向けた基本方針を開示資料「改善計画の策定方針に関するお知らせ」にて公表しておりましたが、以下のとおり、改善計画の策定方針の実施スケジュールを変更することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 改善計画の策定方針の変更の理由

当社は、2026 年 6 月 15 日付開示資料「社内調査委員会の設置に関するお知らせ」にて公表したとおり、当社の会計監査人である監査法人アリア（以下、「当監査法人」といいます。）から 2026 年 10 月期半期報告書の間接連結財務諸表について結論を表明しない旨の期中レビュー報告書（以下、「当レビュー報告書」といいます。）を受領しました。

当監査法人から指摘のあった具体的な事項は、当社連結子会社であるヤマワケエステート株式会社（以下「YE 社」という。）が組成し、運営する不動産ファンドが外部の仕入先からの不動産購入に際し、一部の購入不動産について締結した売買契約又は同契約とは別に取り交わした覚書において購入不動産を買戻す旨の取り決めがあり、実際に不動産の購入価格を著しく上回る金額で仕入先等が YE 社より買戻している複数の取引が存在し、これら実際に買戻しのあった取引も含め、買戻しの取り決めのある取引（以下、これらの取引を「買戻し取引」という。）については、収益認識に関する会計基準等に照らして適切に会計処理が行われていなかった可能性があるとの内容となります。

これに伴い、当社、当社連結子会社の WeCapital 株式会社（以下「We 社」という。）及び YE 社では、2026 年 6 月 15 日に、それぞれにおいて臨時取締役会を開催し、当レビュー報告書の原因となった疑念を払拭し得る十分かつ適切な監査証拠を提出することを目的として外部専門家を交えた社内調査委員会（以下、「本社内調査委員会」といいます。）を設置することを各社において決議しております。

この経緯に伴って、当社は、株式会社東京証券取引所より以下の内容の指摘を受けました。

- ・ YE 社における重要かつ特殊な取引に係る管理体制や契約等の管理体制、監査法人との連携などの点において内部管理体制上の不備が認められること
- ・ 子会社の状況把握の不十分性など子会社管理上の不備が認められること
- ・ 当社による 2024 年 10 月の We 社及び YE 社の連結子会社化以降、当該子会社に関連する問題として、2025 年 6 月には当社における決算の公表遅延及び半期報告書の提出遅延、2026 年 1 月には当社における内部統制上の開示すべき重要な不備の識別、2026 年 2 月には YE 社に対する行政処分（不動産特定共同事業に係る業務の一部停止 60 日）といった事象が相次いで発生しており、当社による子会社のガバナンス体制が未だ十分に機能している状況にあるとは認められないこと
- ・ 当社による 2024 年 10 月の We 社及び YE 社の連結子会社化の検討体制にも不備が認められること

そして、株式会社東京証券取引所は、上記指摘内容を踏まえて、当社の内部管理体制等について改善の必要性が高いと認められることから、当社株式を 2026 年 7 月 25 日付で特別注意銘柄に指定しました。

当社は、過去に、2025 年 3 月 14 日付開示資料「第三者委員会の設置に関するお知らせ」及び 2025 年 4 月 1 日付開示資料「第三者委員会の委員の選任に関するお知らせ」にて公表したとおり、当社から独立した外部の有識者（弁護士等）で構成される第三者委員会を設置し、①当社が 2024 年 10 月 23 日付けで導入を公表して 2025 年 3 月 11 日付けで廃止を公表した株主優待制度に関する事実経緯の解明、②当社が 2024 年 11 月 21 日付けで当時の代表取締役社長に発行を公表し 2025 年 3 月 11 日付けで同社長より放棄がなされた新株予約権に関する事実経緯の解明、③その他第三者委員会が必要と認めた事項に関する事実経緯の解明を行うための調査を実施し、その後、2025 年 7 月 14 日付開示資料「第三者委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」にて公表したとおり、当該第三者調査委員会から受領した調査結果を公表し、当該結果内容を検証した上で、①コーポレート・ガバナンスの強化、②主要株主との関係見直し、③中期経営計画の作成を柱とする再発防止策を 2025 年 7 月 31 日付開示資料「第三者委員会調査報告書受領に伴う対応および再発防止策のお知らせ」にてお知らせするとともに、実施してまいりました。

しかしながら、今般の特別注意銘柄指定の状況を踏まえ、当社では、この事態を非常に重く受け止めており、当社グループにおいて抜本的なガバナンス・内部管理体制の改善及び整備の強化が必要であると認識しております。

以上の状況のなかで、当社では、2026 年 9 月 1 日付開示資料「社内調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」のとおり、社内調査委員会の調査報告書（以下、「受領済報告書」といいます。）を受領し、受領済報告書に基づいた改善計画・状況報告書の策定を検討しておりましたが、受領済報告書は会計処理における調査目的が主なものとなっております。

そのため、当社では、当社の内部管理体制の不備等の調査を実施し、特別注意銘柄指定を踏まえた内部管理体制の改善及び整備に向けた改善計画を策定する基礎資料となる調査報告が新たに必要である

と判断し、本日付開示資料「特別調査委員会の設置および委員選任に関するお知らせ」のとおり、当レビュー報告書の原因となった社内の内部管理体制の不備における調査を目的とした、弁護士と公認会計士で構成された新たな調査委員会（以下、「特別調査委員会」といいます。）を設置し、新たな調査を実施することに伴い、改善計画策定方針の実施スケジュールの変更を決定しました。

特別調査委員会の調査および特別注意銘柄指定に伴う対応について、以下の通り、外部専門家の支援を受けながら改善計画を策定し、改善計画・状況報告書を提出予定です。

2. 変更後の実施スケジュール

以下のとおり実施スケジュールを変更いたします。

なお、変更箇所は下線表示で示しております。

(変更前)

プロセス		実施スケジュール
1	社内調査委員会の設置、委員選任及び調査開始	2026年6月15日以降（実施済）
2	社内調査委員会の調査結果受領	2026年8月31日（ <u>予定</u> ）
3	特別注意銘柄指定措置及び社内調査委員会の調査結果に基づく再発防止策の検討	2026年9月1日～9月中旬（一部実施済）
4	特別注意銘柄指定措置及び社内調査委員会の調査結果に対する改善計画・状況報告書の検討、ドラフトの策定	2026年 <u>9月1日～9月中旬（予定）</u>
5	日本取引所自主規制法人に対する改善計画・状況報告書ドラフトの提出	2026年 <u>9月中旬</u>
6	改善計画・状況報告書の適時開示	2026年 <u>10月中旬</u>

(変更後)

プロセス		実施スケジュール
1	社内調査委員会の設置、委員選任及び調査開始	2026年6月15日以降（実施済）
2	社内調査委員会の調査結果受領	2026年8月31日（実施済）
3	<u>特別調査委員会の設置及び委員選任並びに調査開始</u>	<u>2026年9月17日（実施済）</u>
4	<u>特別調査委員会の調査結果受領</u>	<u>2026年10月31日（予定）</u>
5	特別注意銘柄指定措置及び受領済報告書並びに特別調査委員会による調査報告書に基づく再発防止策の検討	2026年11月1日～11月中旬（一部実施済）
6	特別注意銘柄指定措置及び受領済報告書並びに特別調査委員会による調査報告書に対する改善計画・状況報告書の検討、ドラフトの策定	2026年 <u>11月1日～11月中旬（予定）</u>
7	日本取引所自主規制法人に対する改善計画・状況報告書ドラフトの提出	2026年 <u>11月中旬</u>
8	改善計画・状況報告書の適時開示	2026年 <u>12月中旬</u>

3. 今後の見通し

上記のとおり改善計画・再発防止策の策定を進め、改善策を実施してまいります。

なお、上記内容のスケジュールに変更・遅延が生じた場合には速やかに開示いたします

以 上